

入居一時金の「償却方法」と「返還金の制度」について

I) 入居一時金とは、「居室、共用部分を終身にわたり利用できる権利」を取得するための家賃相当費用です。想定居住期間（償却期間）の家賃相当額と想定居住期間を超える場合に必要な家賃相当額（初期償却）で構成されています。

II) 年齢区分

	入居一時金	償却期間	初期償却
65～74歳	1,630万円	7年（84ヶ月）	30%
75～79歳	1,360万円	7年（84ヶ月）	30%
80～89歳	1,100万円	5年（60ヶ月）	23%
90歳以上	790万円	4年（48ヶ月）	20%

III) 返還金の制度

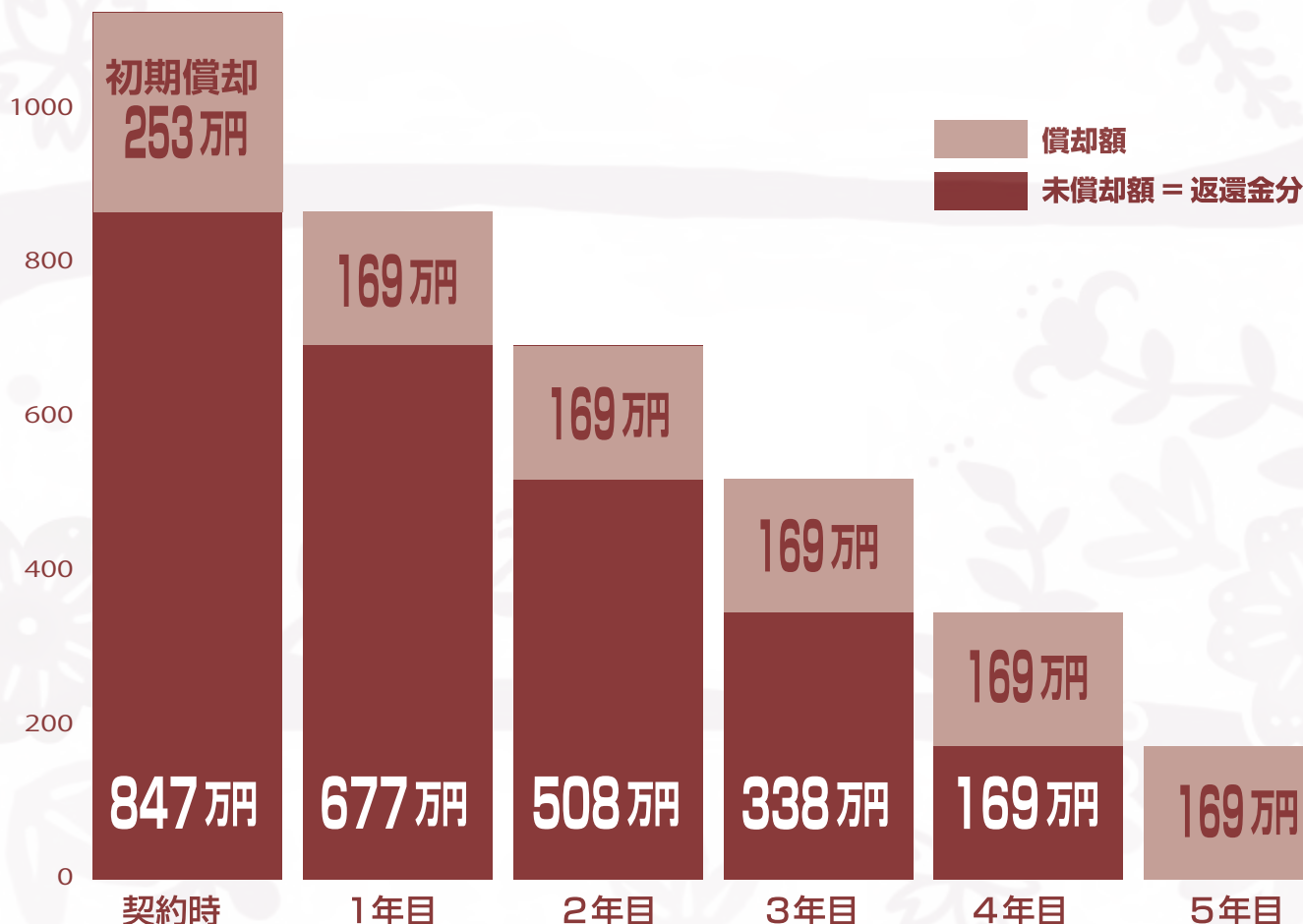
※償却期間内に契約終了した場合、下記のような算定式に基づき無利息で返還します。

①返還金の算出方法

返還金 = 入居一時金 × (1 - 初期償却率) ÷ 償却期間の日数 × 残償却日数
(契約終了日から償却期間満了日までの日数)

②返還金モデル(入居年齢80～89歳の場合)

入居一時金1,100万円、初期償却率23%(253万円)、償却期間の日数5年間(60ヶ月)の場合



※グラフはイメージです、算出額については必ずご相談ください。